

平成31年度組織改編について

宮城県震災復興計画「発展期」の2年目にあたる平成31年度における組織改編は、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先の課題としながらも、社会経済情勢の変化等から生じる行政課題にも的確に対応するための体制整備を行うものです。その主な内容は下記のとおりです。

記

1 知事部局

保健福祉部

■障害福祉課（再編）

精神保健及び発達障害，療育支援の体制強化のため，障害福祉課を再編し，「精神保健推進室」を新設するもの。

併せて，発達障害者への支援体制強化のため，平成31年度中に子ども総合センター内に「発達障害者支援センター」を設置することとし，その機能を担う班を新設するもの。

現行体制	新体制
<p>【障害福祉課】</p> <p>課長 — 課長補佐(総括) — 企画推進班</p> <p> — 課長補佐(総括) — 在宅支援班</p> <p> — 精神保健専門監 — 精神保健福祉推進班</p> <p> — 社会参加促進班</p> <p> — 施設支援班</p> <p> — 運営指導班</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>課長 — 課長補佐(総括) — 企画推進班</p> <p> — 地域生活支援班</p> <p> — 施設支援班</p> <p> — 運営指導班</p> <p>【精神保健推進室】</p> <p>室長 — 室長補佐(総括) — 精神保健推進班</p> <p> — 発達障害・療育支援班</p>

農林水産部

■農林水産部（再編）

本県農林水産業を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに，これまでの農林水産業の一体的な取組の利点を生かしながらも，これまで以上に迅速かつ丁寧な対応を行うことができる組織体制を整備するため，「農林水産部」を再編し，農業，農地関係の調整，土地改良に関する事務を所管する「農政部」と，水産業と林業に関する事務を所管する「水産林政部」を設置するもの。

(両部の本庁課室所管業務は別表(P.2)のとおり。)

現行体制	新体制
<p>【農林水産部】 (12課5室)</p> <p>部長 — 次長 — 農林水産総務課</p> <p> — 次長(技術担当) — 農林水産政策室</p> <p> — 農林水産経営支援課</p> <p> — 食産業振興課</p> <p> — 農業振興課</p> <p> — 農産環境課</p> <p> — 園芸振興室</p> <p> — 畜産課</p> <p> — 農村振興課</p> <p> — 農村整備課</p> <p> — 農地復興推進室</p> <p> — 林業振興課</p> <p> — 森林整備課</p> <p> — 水産業振興課</p> <p> — 全国豊かな海づくり大会推進室</p> <p> — 水産業基盤整備課</p> <p> — 漁港復興推進室</p>	<p>【農政部】 (8課3室)</p> <p>部長 — 次長 — 農政総務課</p> <p> — 次長(技術担当) — 農業政策室</p> <p> — 食産業振興課</p> <p> — 農山漁村なりわい課</p> <p> — 農業振興課</p> <p> — みやぎ米推進課</p> <p> — 園芸振興室</p> <p> — 畜産課</p> <p> — 農村振興課</p> <p> — 農村整備課</p> <p> — 農地復興推進室</p> <p>【水産林政部】 (5課3室)</p> <p>部長 — 次長 — 水産林政総務課</p> <p> — 次長(技術担当) — 水産林業政策室</p> <p> — 水産業振興課</p> <p> — 全国豊かな海づくり大会推進室</p> <p> — 水産業基盤整備課</p> <p> — 漁港復興推進室</p> <p> — 林業振興課</p> <p> — 森林整備課</p>

(別表)

再編後における「農政部」、「水産林政部」の本庁課室所管業務

農政部 (8課3室)	主な所管業務
農政総務課	・農政部の総務・人事・予算に関すること。 ・農業の団体の指導監督に関すること。
農業政策室	・農政の総合的な企画、プロジェクトの推進に関すること。 ・農業分野の震災復興の企画に関すること。
食産業振興課	・農林水産物の流通及び販売に関すること。 (農業・林業・水産業の各分野を横断的に所管)
農山漁村なりわい課	・農山漁村と都市の交流に関すること。 ・中山間地域の振興対策に関すること(鳥獣被害対策を含む)。 (農業・林業・水産業の各分野を横断的に所管)
農業振興課	・農業技術・経営の改良・改善普及に関すること。 ・農業の後継者及び担い手の育成に関すること。
みやぎ米推進課	・みやぎ米の生産及び消費の拡大に関すること。 ・環境保全型農業の推進に関すること。
園芸振興室	・先進的園芸経営体の育成に関する企画・調整に関すること。 ・園芸作物の生産及び流通に関すること。
畜産課	・家畜・畜産物の生産、流通及び価格安定に関すること。 ・家畜、家きんの保健衛生に関すること。
農村振興課	・農業農村整備に係る事業調整及び事業管理計画に関すること。 ・土地改良区等の指導監督に関すること。
農村整備課	・農地整備に関すること。 ・換地及び交換分合に関すること。
農地復興推進室	・被災農地の復興に関すること。

水産林政部 (5課3室)	主な所管業務
水産林政総務課	・水産林政部の総務・人事・予算に関すること。 ・水産林業の団体の指導監督に関すること。
水産林業政策室	・水産林政の総合的な企画、プロジェクトの推進に関すること。 ・水産業・林業分野の震災復興の企画に関すること。
水産業振興課	・水産業技術・経営の改良・改善普及に関すること。 ・水産業の後継者及び担い手対策に関すること。
全国豊かな海づくり大会推進室	・第40回全国豊かな海づくり大会の推進に関すること。
水産業基盤整備課	・漁港の指定、管理及び保全に関すること。 ・漁場環境、養殖業に関すること。
漁港復興推進室	・漁港の整備に関すること。 ・漁港区域の海岸保全事業に関すること。
林業振興課	・森林計画に関すること。 ・林業技術・経営の改良・改善普及に関すること。
森林整備課	・森林整備及び林業種苗に関すること。 ・森林の保全に関すること。

土木部

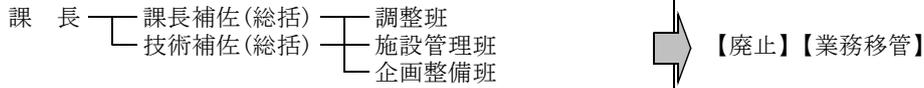
■流域下水道事業の企業局移管（下水道課の廃止，企業局及び都市計画課へ業務移管）

平成31年4月から地方公営企業法を適用する流域下水道事業を企業局へ移管することから，所要の再編を行うもの。また，知事部局に残る市町村指導業務などについては都市計画課へ移管するもの。

現行体制

新体制

■下水道課（課の廃止，企業局及び都市計画課へ業務移管）



■下水道事務所の企業局移管

「中南部下水道事務所」及び「東部下水道事務所」を企業局へ移管

- | | | |
|-----------|-----|-----------------------|
| ○ 課室等の増減 | 現行 | 7部1局77課20室（平成30年4月現在） |
| | 改編後 | 8部1局77課22室（平成31年4月現在） |
| ○ 地方機関の増減 | 現行 | 86機関（平成30年4月現在） |
| | 改編後 | 84機関（平成31年4月現在） |

2 知事部局以外

企業局

■流域下水道事業の企業局移管

平成31年4月から流域下水道事業に地方公営企業法を全部適用させるため、知事部局（土木部）から企業局へ事業を移管することに伴い、所要の再編を行うもの。

現行体制	新体制
<h4>■水道経営管理室（室から課へ再編）</h4>	
<p>【水道経営管理室】</p> <pre> 室長 ├── 室長補佐(総括) ── 広域水道班 │ ── 工業用水道班 ├── 技術補佐(総括) ── 施設管理班 └── 水道経営改革推進専門監 ── 水道経営改革推進班 </pre>	<p>【水道経営課】</p> <pre> 課長 ├── 課長補佐(総括) ── 水道班 │ ── 流域下水道班 ├── 技術補佐(総括) ── 施設管理班 └── 水道経営改革推進専門監 ── 水道経営改革推進班 </pre>
<h4>■下水道事務所の知事部局（土木部）から企業局への移管</h4> <p>「中南部下水道事務所」及び「東部下水道事務所」を知事部局（土木部）から移管</p>	

公安委員会

■若林警察署（新設）

太白区の全域と若林区の約9割を管轄している仙台南警察署の負担軽減を図るとともに、若林区内で発生する事件・事故に対する初動捜査体制の強化及び住民サービスの向上につなげるため、「若林警察署」を新設するもの。

現行体制	新体制
<p>【新設】</p>	<pre> 署長 ── 副署長 ── 刑事官 ├── 会計課 ├── 警務課 ├── 留置管理課 ├── 生活安全課 ── 若林中央交番 ├── 地域課 ──── 卸町交番 │ 連坊交番 ├── 刑事第一課 ── 河原町交番 ├── 刑事第二課 ── 荒井交番 ├── 交通課 └── 警備課 </pre>